

資料 2

(案)

令和〇年〇月〇日

八王子市長 初宿 和夫 殿

八王子市社会福祉審議会
会長 杉原 陽子

認定こども園施策の方向性について(答申)

標記について、下記のとおり答申します。

記

1. 諮問及び答申事項
認定こども園施策の方向性について
2. 検討結果

検討概要	
認定こども園の機能(幼児教育と保育の一体的な提供)について	<ul style="list-style-type: none">・認定こども園は教育と保育を一体的に提供する機能を持つが、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、すべての施設において、保育所保育指針等により、教育を提供することが定められており、各施設類型に関わらず、在園児が教育を受けることが可能となっている。・転園することなく保育所部分と幼稚園部分を移動できるなど、就労状況に関わらず同一施設で、一体的に幼児教育・保育を受けられる。 <p>⇒保育所では教育を、幼稚園では預かり保育等をそれぞれ提供しており、施設類型に関わらない教育・保育の提供体制はあることから、教育と保育を一体的に提供する機能は、認定こども園だけのメリットとは必ずしも言えない状況である。また、就労状況に関わらず入園できること、転園することなく保育所部分と幼稚園部分を移動できることなどのニーズは一定数存在すると考えられるため、既存施設の認定こども園化のメリットとして方向性を判断するにあたり考慮する必要がある。</p>
量(施設数・定員の確保状況)	<ul style="list-style-type: none">・就学前児童数の減少、特定教育・保育施設の空き定員の増加・着実な施設整備、少子化の進行により、定員の確保状況は充足

<p>や空き定員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園は八王子市内に偏在することなく設置されている。 ・「八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針」では、保育施設の新規整備は行わないとしている。 <p>⇒定員割れの発生、就学前児童数の減少などが問題となっている状況の中、認定こども園の設置支援を継続し、定員をさらに増加させることは、保育所・幼稚園の互いの需要と競合することから需給バランスを損なう可能性がある。</p>
<p>質(幼児教育・保育の質の向上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な手法を活用して幼児教育の質の向上を推進しているほか、幼稚園の預かり保育等、多様な保育ニーズにも対応している。 ・幼稚園でも預かり保育等が提供されており、保育の必要性の認定を受けることで無償化の対象となることから、保護者の負担も少ない。 ・アンケート調査結果では、認定こども園化により幼児教育の質の向上を感じた保護者や職員は少ない結果となっている。 <p>(認定こども園への移行による質の向上について「変わらない」と回答した保護者は約 70%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の質の向上に関する様々な取組が、保育所や幼稚園、認定こども園などの施設類型に関わらず展開されている。 <p>⇒今後も様々な手法を活用して幼児教育・保育の質の向上を推進していく必要がある。これまで質の向上を目的として認定こども園の設置支援を推進してきたが、認定こども園化により質の向上を感じた保護者は少ない結果となっていることから、質の向上を目的とする施策展開の方向性について検討する必要がある。</p>
<p>費用対効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園に移行した場合、保育所も幼稚園も市の負担額(一般財源)は増加する。移行前後で園児の数に変更がない場合でも、保育所から移行する試算では負担額(一般財源)は約 1.2 倍、幼稚園から移行する試算では約 4.4 倍の増額となっている。 ・園の支出が減少しても、市から園に支出する事業費は変わらないため、認定こども園への移行が増えると事業費は増加する。 ・毎年事業費は計上し続ける必要があり、負担額の軽減は見込めない。 ・人口減少・高齢化により、今後市税収入の増加は見込めない状況である。 <p>⇒認定こども園化による効果やその影響を検討し、事業費の増加に伴う財政負担、その他様々な施策展開を踏まえた判断が求められる。</p>

3. 審議結果

以上の検討結果を踏まえ、認定こども園施策について、次のとおり答申する。なお、答申にあたっては、附帯意見を併せて記す。

(1) 審議結果

審議により決定

(2) 審議結果となった理由

検討概要	
認定こども園の機能	
量(施設数・定員の確保状況や空き定員など)	
質(幼児教育・保育の質の向上)	

費用対効果等	
--------	--

(3) 審議を通じた附帯意見

審議を通じて、以下の点について附帯意見を述べる。

ア ○○○

イ ○○○

ウ ○○○